

1. 令和7年第1回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和7年3月18日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	北山浩樹	2番	大坪隆成
3番	有井弥生	4番	和田樹典
5番	みずのまり	6番	蓑島正人
7番	池田源則	8番	池戸郁夫
9番	山田智志	10番	本田教治
11番	長岡文男	12番	田代まさよ
13番	田中義久	14番	蓑島もとみ
15番	森藤文男	16番	原喜与美
17番	野田かつひこ	18番	清水敏夫

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	山川弘保	副市長	置田優一
副市長	乾松幸	教育長	熊田一泰
市長公室長	河合保隆	総務部長	加藤光俊
健康福祉部長	田口昌彦	農林水産部長	田代吉広
商工観光部長	粥川徹	建設部長	三輪幸司
環境水道部長	遠藤貴広	郡上偕楽園長	成瀬敦子
教育次長	長尾実	会計管理者	中山洋
消防長	兼山幸泰	郡上市民病院事務局長	藤田重信
国保白鳥病院事務局長	蓑島康史	代表監査委員	神谷公真

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤 貴代	議会事務局 議会総務課長	野田 知孝
議会事務局 議会総務課 主事	小森 涼		

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各位におかれましては、出務お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

ここで毎回お願いを申し上げますが、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにするか、電源をお切りになるか、御配慮のほうよろしくお願いをいたします。

また、郡上市議会傍聴規則第8条により、防聴人は撮影、録音等が禁止されておりますので、併せてよろしくお願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、2番 大坪隆成議員、3番 有井弥生議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（森藤文男） それでは日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽選で決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますよう併せてお願いをいたします。

また、終了の5分前になりますとチャイムが鳴りますので、それ以降は質問等をできるだけされないように。答弁の時間も非常に短縮されて、要点が伝わらない可能性もございますので、御配慮と組み立ての方はよろしくお願いをいたします。

◇ 長 岡 文 男 議 員

○議長（森藤文男） それでは、11番 長岡文男議員の質問を許可いたします。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 皆さん、おはようございます。それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を始めさせていただきたいと思っております。

今日、春の選抜の高校野球開会式ということで、本当に春らしくなってきたわけでございますけ

れども、私、昨年足の手術をいたしまして、まだ完全に治っておるわけではないんですけれども、今まで以上に人の痛みの分かる議員として今回質問をさせていただきますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

1 点目が、上下水道管の管理体制についてということでございます。

さて、私事になりますけれども、三十数年前の話であります。私は、岐阜市にある病院で脳の手術を受けることになりました。しかし、その病院にはMR I の検査施設がないため、笠松町の病院に移動しまして、その検査だけを行いました。御存じの方が多いかと思いますが、磁石と電波を使って体の断面を撮影する、そういう装置がMR I ということなんですけれども、現在は多くの病院にそういったものが備わっておりますけれども、当時は岐阜県に本当に1つか2つくらいしかないような時代でありましたけれども。

当時の機械は、本当に土管のような中に、そういった筒の中に頭から足元まですっぽりと入りまして、真上を向いて横たわり、そして目の前は、視界があまり開けてなくて、本当に何と申しますか、水中眼鏡の中から覗くような感じのそういった体勢で、遠くに明かりを見るような、そんな感じでその管の中に入っているわけなんです、体もその装置、それから頭も全部ベルトで締められて、動けないような状態で撮影に入るわけなんです、私はこんな状態で、当時1時間近くかかったと思うんですが、そんな状態でとても我慢できないと思いました。途中で爆発するんじゃないかなって、自分の気持ちがですね、そんな思いでございましたけれども、絶対無理だと思いました。そんな当時、そんな苦痛の中で検査を受けるような時がありました。

その後、私は閉所恐怖症になりました。そうしたことも踏まえながら、今年の1月の28日に発生しました、埼玉県八潮市の道路陥没事故。交差点の真ん中に、あんな大きな穴が開きまして、まるで落とし穴に落ちたような、そしてアリ地獄に落ちたような、そんな悲惨な事故でありました。事故発生から3時間は運転席に閉じ込められた方と会話ができいたそうであります。74歳の運転手さんは孫家族と暮らしており、いつもひ孫の手を引いて散歩をされている、幸せそうな、そんな家庭だったそうであります。どんな思いで救出を待たれていたのでしょうか。狭く、冷たい、そんな空間の中で、苦痛に遭い、辛く本当に悲惨な状況であったと胸が締め付けられる思いであります。

この陥没事故を受けて改めて浮き彫りになったのが、上下水道管の老朽化の問題であります。国土交通省によりますと、下水道管が原因で発生した道路の陥没は、2022年度で全国では約2,600件があったそうであります。本市におきましては、水道料金の値上げに踏み切り、国の補助金の採択要件を満たし、水道ビジョンを確実に実行するというお話は何々とおるところであります。

先般、関市では2月から3月にかけてございますが、国からの点検要請の対象外でありますところの、合計0.8メートルから1メートルの下水道管の腐食等がないか、市内116基のマンホールを緊急点検を実施をされております。

郡上市における下水道の総延長は549キロ、水道の総延長は920キロとお伺いしております。今までに、管路の老朽化による破損等での事故はなかったのでしょうか。現在どのような形で安全点検をされているのでしょうか。具体的に教えていただきたいと思います。タブレットのほうには、参考に市の点検作業の写真を載せておりますので、御覧いただければと思います。

それでは、今の質問に御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 長岡文男議員の質問に答弁を求めます。

遠藤環境水道部長。

○環境水道部長（遠藤貴広） おはようございます。失礼します。それではお答えします。

郡上市では、これまでに上下水道の環境の破損も原因とする大規模な道路陥没事故は発生したことがないというふうに認識しております。これは、市内の多くの施設が昭和の終わりから平成の初期に整備されており、都市部に比べると比較的新しいことと管渠の関係が比較的小さいことであるというふうに分析しております。

それでは、管路の点検方法ですとか状況について、上水道、下水道それぞれに説明させていただきます。

まず下水道です。議員のお話にもありましたけれども、1月28日に発生した埼玉県八潮市の大事故を受けまして、郡上市においても2月3日の日に緊急点検を実施しました。市内下水道のうち、比較的大きい口径の管が埋設されております、約37キロについて、車で走行しながら目視による点検を実施し、異常は見られませんでした。国道交通省からは、1月29日付で各自治体に対し、管の直径が2メートル以上の下水道管路について道路陥没のおそれがないか、目視等により緊急点検するようにという依頼がございました。市内の道路内に埋設されている下水道管の口径は最大で80センチであり、この調査の依頼となる対象路線はございませんでしたけれども、自主的に点検を実施したものでございます。

下水道については、平成27年度に下水道法が改正されて、管渠のうち腐食するおそれの大きい箇所について、5年に1回以上の頻度で点検することと定められております。腐食するおそれが大きい箇所とは、硫化水素が発生しやすいとされる圧送管の吐き出し口ですとか、伏越しの下流側にあたる部分でして、郡上市としてはそういう箇所を約170か所を位置づけまして、5年に1回の法に基づく点検を実施しております。

令和2年度に点検した際には、2か所でマンホール内部に腐食が確認されたために、速やかに補強補修をしたという実績がございます。また、通常点検としましては、月に1度マンホールポンプの点検をしております。マンホールポンプということで、マンホールからポンプを引き上げた際に内部を確認しておりますが、現在のところ、土砂の流入などの異常について確認されたことはありません。

次に上水道です。上水道は構造的に直接管の内部を点検することができないことから、浄水場や配水池の状態を常時遠隔で監視しております。異常が発生した際には、職員が持つ当番携帯に警報が入る仕組みとなっており、配水池の水位の低下ですとか流量過大など、漏水が原因と思われる異常が発生した際には直ちに漏水調査をして修繕するように努めております。水道の漏水は比較的頻繁に発生しておりますが、これまでに水柱が上に上がるような大きな事故は発生をしておりません。これは、これまでに郡上市で発生する漏水の原因が塩化ビニール管の路線で、長い月日のうちに保護砂が流出し、石等が接触し続けることで管の底部に亀裂が入って、下側に漏水することが主な原因であることと推察をしております。しかし、今後、ダクタイル鋳鉄管等々の強いと言われている管につきまして、老朽化等によって管の上部が腐食した際には、これまでに経験したことがないような事故が起こる可能性もあります。

上水道、下水道とも、供用開始後40年を迎える施設も多くなってきております。今後、事故防止の観点からも、郡上市水道ビジョン等の計画に基づいて管路の更新や補修を行うことが重要と考えております。

また、上水道については漏水が発生した際、早期に場所を特定したり最善の復旧方法を判断するには、経験や技術的な知識も必要であります。人材の育成や若手職員への技術継承も重要な課題と考えております。上水道、下水道とも、地中に埋設されており、道路上の点検だけでは安全が担保されるものではありません。今後も、道路管理者の皆様と連携を密にするとともに、市民の皆様からの情報もいただきながら、事故防止に努めたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（森藤文男） 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） ありがとうございます。大きな破損の事故はないということで、それと法的な点検、あるいは通常の日常の点検もされていることで、本当に安心しておるところでございます。以前、私の家の近くで、水道管でしたけれども漏水をして、道路から水が噴き出すとはまでは行きませんが、ちょろちょろと道路から水が出ておるということで近所の方から連絡をいただきまして、役所のほうに連絡をしたらすぐ見に来ていただいて、もう即刻、次の日には掘り返して工事をというような、簡易な工事ではあったんですけども、そうやって対応をさせていただいたこともございましたので、本当にそういった素早い対応をしていただいたことを本当にありがたく思っているところであります。

あと、これは水道とは関係ないですけども、道路のへこみとか、そういうところもたまにあるんですが、そういった私も一度、道路のへこんだところにタイヤが入ってバーストして、保証して

もらうようなこともありましたけれども、そういったこともありますので、日常からいろんなところで点検作業をよろしくお願いいたしますと思っています。

そこで次に、南海トラフの発生時、そうした時の市の対応のことをございますけれども、下水道事業の経営戦略、あるいは水道ビジョン、そういった計画を私も今まであまりしっかり読んだことがなかったんですけれども、そうしたものを今回じっくりと読ませていただきました。その中でやっぱり、耐震に対する対策の達成度が非常に低いように感じました。今回八潮市で起きたような事故は、郡上市でも絶対起きないということが言えるのかと。そして、この南海トラフの発生であります、震度7以上の地震が起こると想定されております。そうした場合など災害対策は万全なのか、これからの対策も含めてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 郡上市における上水道と下水道の地震災害に対する対応について、御説明申し上げます。

南海トラフの大地震は想定震度が6から7とされます、レベル2地震動と言われています。今回それより少し弱い、想定震度が5弱のレベル1地震動と言われるものについて、市では南海トラフに先立ってレベル1に耐えうる強度がなく、代替がない施設について早急に耐震補強をしなければならないとの方針のもと、順次耐震診断を実施しているところであります。

平成12年以降に整備された建築構造物は現在の耐震基準を満たすことから、それ以前に整備された浄水場や配水池などの主要構造物のうち、容量が200立方メートル以上の鉄筋コンクリート及びプレストレスコンクリートづくりの構造物、13施設を調査の対象として、これまでに7つの施設を耐震診断した結果、1つの配水池、これがレベル1地震動に対して強度がないと判定されました。しかし幸いなことに、その施設には同じ標高の別の場所に代わりとなる同規模の配水池があることから、早急の補強の必要はないと判断したところであります。今後、残りの施設についても順次耐震診断をし、必要に応じて補強する計画であります。

一方、管路につきましては、議員御指摘のとおり耐震化率が28%程度と大変低い状態となっております。市では、令和2年度から管路更新の事業に着手しておりますが、全長が約920キロと大変長い管路を全て更新するには、多額の費用と長い時間が必要となっております。管路の更新を進めるにあたっては、財源として国の補助金等を活用することは不可欠です。この補助金を得るためには、全国平均までの水道料金に達しているということが1つの条件とされています。郡上市は20年間、この水道料金を上げることなく、皆様に水を供給してまいりました。こういった点もございまして、今議会におきまして水道料金の値上げということについてもお願いをしているところであるのはこの理由です。今後、補助要件等を勘案しながら優先順位をつけ、路線ごとにどこからする

かということを考え、計画的に実施してまいります。

一方、下水道の施設についても同じく、平成11年以前に整備された施設について順次耐震の診断を行っており、補強が必要とされた施設については、令和7年度から順次実施設計と補強工事を進めていく計画となっています。下水道の管渠は、設計基準が見直された平成10年以降に埋設された管渠については耐震性能が満たされているとされており、市内では79.7%がそれに該当します。今後の診断、また補強等におきましては、一時的に使用を止めると、そういったことが必要になる場合もございますので、市民の皆様には何かと御不便をおかけすることがあるかもしれませんが、今後の大地震に備えて、こういったことを計画的に進めてまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（森藤文男） 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） ありがとうございます。今後は、そういった対策のために水道料金の値上げもやむなしと、そういった部分もあろうかというふうに思いました。

なかなか万全の体制ということは言い切れないと思いますけれども、想定内の対策はぜひお願いをしたいと思っております。ひとたび災害が発生した場合、支援体制についてもしっかりと取り組んでいただければというふうに思っております。

昨年の8月に、この前の文化センターの1階のところでマンホールの展示会というのが行われておりました。なかなかこういった催物も市民の方が気がつかない場合が多いものですから、またこうしたことを今年も取り入れていただいて、市民の方々にも、こういった安全性のことであるとか、下水道の関係のことを周知、皆さんに知っていただくような、そんな機会もぜひまた引き続き設けていただいて、市民に安全を訴えていただければありがたいなというふうに思っております。はい、ありがとうございました。

それでは、次に2つ目の質問に入りたいと思います。

次は、令和7年度の施政方針からの事業見直しについてであります。事業見直しの判断基準は何かということでもありますけれども、新年度予算については幾つもの事業の見直しが行われました。昨日のお話の中でも、63の事業の廃止や削減を行ったと言われておりましたけれども、以前に、報道関係に発表された資料をタブレットのほうに載せておりますので参考に見ていただければと思いますが。こういった廃止であるとか縮小、あるいは統合ということでなされておるわけではありますが。随分古い言葉ではありますが、市長自らが自らの考えに基づきまして、スクラップ・アンド・ビルド、今まで手をつけられてこなかった、そうした部分にも手をつけてやっていたのではないかとこのように感じております。こうしたことは、やれるようであってなかなか難しい、そういうことだと思いますが、本当にこうしたことをスピード感を持ってやられたという

こと、そういった部分におきましては本当に感服いたします。本当に素晴らしいことであったというふうに私は感じております。

また、今回見直しや新規の事業の中に、私が議員になってから一般質問等で市の政策の考え方、あるいは他市の事例の中で、郡上市として取り組める可能性のある事例などについて問い続けてきたことがありますけれども、そうした中でも、今回幾つか取り上げていただいておりますこと、本当にその点につきましてもありがたく思っております。

そこで、市の政策を進めるにあたっては、行政評価として市の基本目標や基本方針に沿って施策が目指す方向に進んでいるか。一つには職員による内部評価、あります。それから外部の評価委員会の評価というものもあります。私は今回この評価を、今一度読み直してみました。この評価書には非常に丁寧に文章が書かれておりまして、それぞれの目標に向かって事業推進がされていることが理解できました。理解はできましたけれども、新年度事業、7年度の事業、見直し事業と、この評価との連動性についてはあまりよく分かりませんでした。

事業の廃止や新規事業については、各部署の職員からの提案もあろうかと思います。しかし最終判断は市長の判断によるところであると思います。現在、なかなか市の収入は増えがたいわけがあります。そして行政需要は増加一方でありますので、お金と人材は的確に配分していかないと、なかなかこの運営が成り立たない。そこで事業の廃止や新規事業の判断は、どのような基準で行われたのでしょうか。有効性の高い事業を優先させるのでしょうか、市民が喜ぶ事業を優先させるのでしょうか。どういった何を基準として、どういったデータをもとに判断されたのか。また、今後の方向性はどうか、お伺いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） まず、令和7年度当初予算編成のとりかかりとして実施した合併20年間の総点検、事業見直しは開会日の施政方針においてお示ししたとおりでございます。誰もが元気に安心して暮らせる、そういった郡上の未来に向けて、現在の郡上市の財政状況を考慮しつつ、必要な分野へ必要な予算を配分することを目的として行いました。

その結果、令和7年度の当初予算では、ふるさと応援基金の積立て方法の変更などもございましたが、令和6年度肉付予算と比較すると約5億円、基金からの繰出金を抑制し、その上で必要な新規拡大事業を盛り込んだ予算編成とすることができました。

まず、見直し作業です。総点検、事業見直しに関わる作業。私は行政の経験がございません。これまでたくさんの人と喋る中、また昨年1年間、この郡上のいろんな人とも話しましたが、その前に選挙として郡上市を歩いた中でいろいろな御意見を聞き、なるほど、全く行政と関係のない方はそう思っているのかということをお自分なりに考えてまいりました。その中で、見直し作業を私のほ

かに乾副市長、置田副市長も入っていただき、総務部長、財政課長が窓口となって、各部ごとの対象事業を選定し、見直しの内容と理由を取りまとめました。

合併後の20年間、予算の執行率や事業の効果などを勘案し、職員はいろいろな見直しを考えてきてくれたようです。しかし、当時の市長の方針もあって、取りやめとすることが困難になったものがあり、事業は膨らむ一方だったと思います。そこで今回は全くのゼロベースから始めてくださいという形で予算編成を進めました。対象として選定した事業は、令和5年度の決算に基づき各事業の所管課が実施した行政点検で廃止と評価した、例えば敬老会事業、在宅高齢者等介護慰労事業。

縮小評価した長寿者報償事業、郡上市景観百景プロジェクト事業、ふれあい交流事業。また、改善と評価した食の王国づくり事業、ワーケーション推進事業など、昨今の社会情勢や住民ニーズの変化などにより、既にその役目を終えたと思われる事業で、実績による事業効果も勘案し、改めて各課の意見を聞いた上で思い切った見直しを行いました。

また、これまでであった一律の給付ではなく、本当に困っている社会的弱者への給付を考え、大変多くある事業数の整理、統合なども実施しました。議員おっしゃったように、外部の行政点検、それも勘案して考えたことでございます。

新規の拡大事業につきましては、その一部は市長就任前に市内を歩き、市民の皆さんと話をする中で見聞きした内容、そして市長就任から当初予算編成が終わるまでの間に計26回、534名の市民の皆さんに御参加いただいた、市民団体等のタウンミーティングを通じて、高齢者から若者、子どもまで幅広い世代の市民から寄せられた意見を、将来の郡上市に必要と思われる施策として形にしたものです。

タウンミーティングとは、令和5年度まで市民市長ふれあい座談会として開催してきた、公聴会事業の名称を改めたもので、以前のように事前に質問内容を聞き取りして回答を作っておくものではなく、その場で質問に答える形式として、真の市民の思いを聞くミーティングといたしました。

今後、次年度以降の取組については、命を守る、郡上を守る、若者の未来を守るの、市政運営、基本方針に基づき、働き手や子育ての中心を担う20代から40代の若者世代の人口減少を食い止め、消滅可能性自治体からの脱却に向けた挑戦を続けていくため、分野ごとにやらなければならないことがたくさんあると思っています。

今後の検討課題として、歳出面ではバス路線の抜本的な見直しと長良川鉄道を含めた市全体の公共交通対策、経常的に赤字を抱える郡上市民病院と国保白鳥病院の経営改善、また収入面では、返礼品の充実や中間支援事業者への委託によるふるさと寄附施策の充実、適切な森林管理や再生可能エネルギーの導入によるCO₂等の吸収量をクレジットとして、国が認証するJクレジット制度の積極的な活用などを考えております。

そして、公共施設の統廃合も積極的に進めていきたいと考えています。例えば、八幡町において

は、皆様の声として旧越前屋、まちなみ交流館、歴史資料館についての今後の在り方の再検討が聞かれています。これらの課題は、旧町村時代から合併20年を経過したこれまでの郡上市を支えていただいた、お年寄り世代から将来の郡上を担う若者世代まで幅広い世代の意見をお聞きし、令和7年度に策定する第3次郡上市総合計画及び令和8年度以降の予算に適切に反映させていくものとして取り組んでまいります。

今回、若者世代へのシフトと申しました。私が考える若者世代とは20代から30代で、郡上に在住する人たちや、郡上へ戻ってきた人たちを指します。この世代は、SNS等を利用した情報発信力や新しいことに対する想像力、向上心が大変高く、同世代だけではなく、さらに下の世代へも郡上の魅力を伝え、郡上の将来を担う世代であると考えています。これまで、この世代を対象にした市の事業はあまり多くなかったこともあり、今後はこの若者世代から意見を十分聴取し、市の事業に多く取り入れ、ここに郡上市の新しい挑戦としたいと考えています。

以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（森藤文男） 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 本当に丁寧にお話をいただきまして、ありがとうございます。

私思いますのは、本当短期間の間に見事に政策転換が行われたこと、本当にすばらしいというふうに思っております。そして、先ほど職員の評価も参考に、職員の評価も事業評価も新しい事業の中に反映されているというお話を聞きまして、少し安心した部分もございます。市長はよく一人一人の意見を聞いて回るということを言われます。私は本来、もっと市の組織を活用するというか、もっと信用していただいて、職員を信用していただいて、合理的に進めることももう少しやっていただいたらどうかというちょっと思ひもございます。何もかも一人で動くような印象が強いものですから、そう思いました。

そしてよく市長、タウンミーティングというお話をされますけれども、そこがそもそも、このタウンミーティングはどのような集まりで、どのように開催されているかというのが私ども分かりません。やり方によっては、これ偏った情報だけを集めることになってしまうという可能性もあるわけです。本来ならば、タウンミーティングの要項なり、何のためにやるかということをしっかりと踏まえて、そうした方法を決めておいて、しかも公開できる、それはどのタイミングかも分かりませんが、終わった後なのかもしれませんけれども、公開できる体制づくり、そういったことも必要でないと、ブラックボックスの中でミーティングをやっているふうにもとられますので、そういった方策も考えていただきたいなと思っております。

私が今申し上げましたことは、今国会のほうでも取り上げられておりまして、最近ではデジタル民主主義という言い方をされておりますけれども、今、民主主義の在り方が相当にアップデートさ

れておりまして、一人一人の声をどう拾うかということが課題になっています。タウンミーティングもその一つかもしれませんが、今はA Iとかデジタルのそういったものを駆使しまして、一人一人の意見を偏った意見ではなくて、偏った情報ではなくて、そういったことをデジタルを使いまして、民意による政策反映にやっていくという、そういった手法が国のほうでも取り入れようとされておりまして。そうしたことも今後は参考にしていただければと思っております。

それから、市長はそういった政策方針の中で、以前会社経営を例にとってお話をされました。そこで私が思うのは、民間企業のサービスと公共のサービス、これには大きな違いがあるんです。これは何だと思いでしょ。行政が民間企業と大きく違うことは、サービスを受ける市民とお金を払う市民、納税者が必ずしも合致していない、一致していないということなんです。民間はお金を払った人にサービスをするんですが、行政はそうじゃないんです。受益者だけが満足したり、よいと思う事業が必ずしも有効性の高い事業ではないわけなんです。

したがって、行政サービスは納税者がその目的や目標を納得して初めて質の高い有効性のあるサービス、事業というふうに言えるわけだと思っております。つまり簡単に言えば、何のために、だからこうやるんだという市民の方々への説明が重要だということです。何をやるにしても、だからこうやるんだという説明、相手に納得してもらうという、それが一番重要だというふうに思いますので、そういう事を踏まえながら、今後も格別な事業推進をお願いしたいと思っております。

本当に今、さっき言われたように、いろんな課題が山積みでございます。山積しております。どうか今まで以上にしっかりと取り組んでいただいて、この郡上の明日をしっかりとしたものを築いていただけるようお願いを申し上げながら、私からの一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、長岡文男議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分を予定しております。

（午前10時12分）

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時25分）

◇ 蓑 島 正 人 議 員

○議長（森藤文男） それでは6番 蓑島正人議員の質問を許可いたします。

6番 蓑島正人議員。

○6番（蓑島正人） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

さて、私の質問は大項目は2件であります。

1つ目、大雪への備えとして、郡上市が必要な対応を考えるで、小項目が3件。

2つ目が、下水道や上水道の状況についてで、小項目は2件あります。

それでは最初に、大項目の1の小項目1、除雪作業での市民への協力のお願いでお尋ねいたします。

去年から断続的に続いた大雪で、郡上市内の除雪業者の方々は、夜中から朝にかけて通学通勤の時間に間に合うように除雪作業をしていただいています。写真1をお願いします。これは自分の家の近所なんですけども、朝、薄暗い時から除雪をしている風景です。こういった除雪のおかげで、学生や社会人は安心・安全に移動ができております。そういった中で、この除雪した雪をためる場所につきまして課題があります。住宅地が多く公有地がない場所や、人、車の安全確保のためには、道路脇の空き地や田畑等に雪をためさせていただくことがあります。その際に、土地の所有者や住民の方から、うちの土地に除雪を、雪をためないでほしい、また、うちの田畑に雪を入れないでくれとか、そういったお話が出ているようです。

写真2をお願いします。この写真は高鷲の、市長が住まれる切立のほうの写真なんですが、大きな山ができて、家の付近に雪を、そのような雪をためることになります。こういった、この行政機関、除雪業者の方々も地域住民の安全や生活を守るために作業を行っております。朝までの限られた時間で作業を行わなければなりません。雪をためる土地にも、特に市街地では限りがどうか、土地があまりありませんので、地域住民の皆様の同意、協力が必要だと思います。

今年の大雪のようなことはまたあるか分かりませんが、今後に備えて、郡上市と除雪の業者の方が連携し、地域住民の方へ協力を自治会などを通じて呼びかけるなど、市民への協力をお願いすることはできないでしょうか。市としてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（森藤文男） 蓑島正人議員の質問に答弁を求めます。

三輪建設部長。

○建設部長（三輪幸司） それではお答えをいたします。市が除雪を委託しております約90の事業者は、記録的な積雪に対しまして、昼夜を問わず市民の通勤通学をはじめとする生活の確保のため、市道の除外雪作業に従事していただいております。感謝いたしております。除雪した雪の排雪及び集積場所の設定についてでございますが、地域住民の協力を得ながら、委託した事業者が土地所有者等の承諾を得て実施しております。しかし、特に今年のような大規模な降雪時には、排雪場所の選定に非常に苦勞することは認識しております。排雪できる場所は限られており、地域住民の皆様の協力や御理解が不可欠であります。市と事業者が連携し、地域住民への協力依頼を行うことは非常に重要でありますので、自治会長会などを通じまして、市民への周知や協力依頼を行うことを検討してまいります。

今後も地域の皆様の協力を得ながら、冬期の事業を継続して実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(6 番議員挙手)

○議長(森藤文男) 蓑島正人議員。

○6 番(蓑島正人) 返答ありがとうございます。郡上市は大変広く、北部では雪がたくさん降りますが、南部ではほぼ降らないと。そういった土地柄になります。そういった中で、北部の特に年配の方々は雪が降り積もると大変心が苦しい、押し込められるような中にいるような気がする、精神的にかなりプレッシャーを受けております。そういった中で、除雪の方々は本当に心のよりどころで安心して暮らしていけます。降雪時に、狭い市道など雪のたまって見えない道路施設の構造物、特に道路の凸凹など、本当に分からないところを除雪していただいています。

そして、除雪の移動をしながら住宅や庭、電線などの位置を確認して、そういった中で安全確認をしながら雪の飛ばす方向とかを決めております。そういった中、この除雪機のオペレーター、運転手の方々も本当に高齢化しております。人材確保も本当に大変になっていくと思います。こういった中で、こういった住民のためにできることを何とかしていただきたい。また、住民の方々にも協力をお願いしたいと思っております。どうか今後、こういった雪をためる、そういったことに関しては協力をいただけますよう、どうか市のほうでも協力をお願いしたいと思ひまして、一つ目の質問を終わりたいと思います。

続きまして、小項目の2、民家の雪下ろし作業で、今後問題として考える課題は、でお尋ねします。高齢化、人口減少が進む中、各家庭内での雪下ろし作業が困難な世帯が増加しています。現在の郡上市では、壮年以降の人口が一番多く、まだ自分で雪下ろしや除雪作業を行える世帯も多くありますけれども、今後10年後、20年後には、現在の担い手が高齢者となって、60歳以上の人口比の約半数が中央となる中、除雪雪下ろし作業が困難な世帯が急増すると考えられます。

現在でも、高齢者や女性のみで構成されているような世帯では、自力で雪下ろしを行うのは困難ですが、特に大雪の際には雪下ろしの業者も手がいっぱいとなりまして、雪下ろし作業を行う人材の確保が難しく、80歳を過ぎるような高齢者が自ら雪下ろし作業を行い、事故に遭うというような状況が多く、新聞またニュースなどでも報道、報告されております。雪下ろしの作業は、若い世代でも作業経験がないと、事故、また屋根を痛める物損等につながってしまうため、安全の確保や経験者の教えが必要となると思います。

写真3をお願いいたします。この写真は、これも近所なんですけれども、住宅には誰も住まわれていません。ですが、連絡が来て、雪はどうですかと聞かれた場合には、業者を紹介して雪を下ろしていただいております。この建物では、1階の屋根が下とつながりまして、今の写真の部分はユ

ンボで雪を横に避けて屋根にかからないようにした写真となります。また、こういった写真のような作業のために雪下ろし、それから下の除雪と支払いが大変高くなる、そういった経済的負担が重く、また屋根の雪下ろし業者自体が減っていると、そういう状況もあります。このような状況の中、市としては今後どのようなお考えか、対応策等についてお聞きしたいと思います。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

2月の豪雪では、市内各所において非常に心配な状況があり、市としても調査を行い必要な対応を実施しました。まずは、その内容について述べさせていただきます。

大雪が続いた2月上旬に、民生委員やケアマネジャー、在宅の障がい者を担当する計画相談員などに協力をお願いして、心配な状況がある世帯についての調査を行いました。その結果、大雪で心配な状況にある世帯は、高齢者のみの世帯や同居家族が女性のみであるなど自力での除雪が困難な世帯が多く、屋根の雪下ろしの心配や、玄関から道路までの生活動線の確保が困難であるものでした。市の対応として、まずは市で把握しています対応可能な業者を紹介し、併せて社会福祉協議会が行っております高齢者・障がい者世帯を対象とした除雪費用助成制度の案内をいたしました。

また、把握した心配な状況にある世帯をリストアップして管理し、対応状況の追跡確認等を行いました。議員御指摘のとおり、除雪に対応できる業者も混み合っておりまして、すぐに対応できないという状況もありましたが、道路の除雪が落ち着いた頃から徐々に対応できる状況になりました。業者に依頼して雪下ろしなどの対応をできた世帯もありましたが、その時期まで待てないケースもあり、遠くに住む親族が駆けつけて雪下ろしを行ったケースや、デイサービスやホームヘルパーを利用されている方の中には、介護職員がサービスを提供するために生活動線の除雪を行ったケースもありました。

次に、市としての課題認識と今後の方策について申し上げます。この冬の状況から見ますと、今後、家族、近所、そして業者を含めて、雪下ろしや除雪を担う人の不足が一層深刻になっていくと考えられます。今年のような大雪が降ると、食料の調達が心配されたり、家屋の倒壊が心配されたりといった状況が発生すると想定されます。こうした課題に対して、市としては第一に命の確保が重要であると考えております。支援を要する方の豪雪時における避難対策について、災害発生時に迅速な対応ができるよう備えておく必要があると思います。そうしたことを今後、自治会や自主防災組織と相談をしていきたいと考えております。

屋根の雪下ろしにつきましては、人力に頼らない方法として勾配のある屋根形状にすることや、屋根に電熱線を設置して雪を溶かすなどの方法もあるかと思いますが、そうした方法は、設備投資等が高額になることから既存の家屋の改修という形で広く普及させることは現実的には難しいと思います。しかし、これから新たに豪雪地帯で家を建てる方には、あくまで任意ではありますが、雪

下ろし対策も含めて家屋の形状を検討してもらえるような働きかけができると思いますので、建築事業者で構成する団体等と一緒に考えたいと思います。

以上、幾つか課題と対策を述べましたが、今やはり当面は民家の雪下ろしと除雪は人力に頼らざるを得ないと思います。対応として、一つは、石徹白地区で住民の皆さん自ら取り組まれた事例がありましたように、除雪のボランティアを広く募る方法があるかと思います。これについては、特に屋根の雪下ろしは事故防止のための技術の習得や、万が一けがをした場合の保障などの問題がありますので、十分な対策が必要となります。このような人材確保の問題については、災害時においてボランティアセンターの設置を担当する社会福祉協議会とも今後話し合っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(6 番議員挙手)

○議長(森藤文男) 蓑島正人議員。

○6 番(蓑島正人) ありがとうございます。今、雪下ろしを例えば業者がしようとしますと、屋根からの転落を防止する安全装備、アンカーをロープでつないで落ちないようにすると。また、そういったものがないと業者はやってくれないとか、そういった法律的な問題も出てきます。これも聞いた話ですが、事故が遭ったので、もううちの会社は雪下ろしをやめましたと、そういったことも聞くとところがございます。こういった形の面でも、特に屋根にそういった安全装備をつけるといったようなことも一度お考え願って、こういったふうな作りにするといいですよということも教えていただくといいかなと思っております。

また、先ほど言われたとおり、建築する段階で雪が落ちるという形をとれば、雪を下ろす必要はなくなります。ただ、落ちた雪をまたどこへ持っていくかとか、また落ちた雪で亡くなるといったようなこともないように、またそれ、対策も必要になるかと思うので、そういった部分に関しましても、どうかまた御指導等ありましたらしていただけるよう、よろしくお願いいたします。

それでは質問をまた次に行きまして、小項目の3に移りたいと思います。大雪での災害救助法の適用は、ということでお尋ねいたします。災害救助法とは、災害後の応急期における応急救助に対するための法律で、多数のものに生命または身体への危害が生じ、継続的な救助が必要な場合に適用されますとありますけれども、その中で、災害によって住居またはその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障がいや及ぼしているもの、そこに(障がい物、豪雪災害時の雪も含む)の除去等ともあります。

写真の4をお願いします。この写真は、蛭ヶ野のある民家の状況ですけれども、今年の2月終わり頃だったと思います。ものすごい量の雪が上に積もっていて、これって本当に災害じゃないのかと思うような状況でありました。民家というものは個人の持ち物ですので、災害救助法の適用等には難しいかもしれませんが、この中に書いてありますとおり、生命または身体への危害

が生じ、継続的な救助が必要な場合、そういったものに当たるのではないかと、そういったことも考えるところであります。

今年は日本各地で局所的な大雪が降り、青森県や新潟県など日本海側や東北などで災害救助法が適用された市町村が多くあります。郡上市でも主に北部で大雪が降りましたが、石徹白地区やひるがの地区では昭和56年の豪雪級の雪の量となっています。これは災害救助法の適用を供与してもよかつたのではとも考えております。今からの将来の大雪の状況で災害救助法が適用されれば、市の負担も軽減し救済できる範囲も広がるのではないかと。こういった災害救助法の適用について市としてはどのようなお考えか、お尋ねします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 災害救助法の適用は、法の施行例第1条第1項第4号の規定によりまして、多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれがある、おそれが生じる場合であつて、内閣府令で定める基準に該当することと定められており、住民が避難を実施し継続的に救助を必要とする場合など、そのままでは普段の生活を継続することが困難な場合に適用されます。また、法が適用されるためには、主に市から県への要請により基準を満たしたものと判断された場合に適用されるという手順であつてございます。

災害救助法が適用された場合の救助範囲は、例えば住民が生活を維持するための費用で、避難所での食料や毛布の費用、住宅の応急修理の費用として、ブルーシートやロープ、土嚢などの費用、自力では障がい物を除去できない方に住宅内に侵入した土砂の撤去費用や屋根に積もった雪下ろしの費用など、市が負担した経費を国または県の費用で一部負担していただけるということでございます。

今般の豪雪に際しましては、市でも気象警報を発表と同時に警戒体制をとりまして、また警報解除後も一部地域で人家が影響する停電が発生したために、停電解消後まで継続して警戒体制をとる事態に至りましたが、法施行令に定めます、多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じ、日常生活を送ることが困難であつたとは言い難い状況でございますので、本市では災害救助法の適用は難しいと考えてございます。

以上です。

（6番議員挙手）

○議長（森藤文男） 蓑島正人議員。

○6番（蓑島正人） ありがとうございます。確かに、今回の大雪ではやはり除雪、またそういった装備が郡上市は大変優れておりまして、本当にありがたかつたと思っております。ただ今後、人口が減少する中で、こういったものに本当にずっと対応できるのかと、どこか疑問に思うところもありますので、今後そういった特に孤立するとか、あるいはその家に行けないような状況が出た場

合には、どうかそういったことを考慮されるよう、お願い申し上げます。

それでは続きまして、大項目の2のほうに移りたいと思います。

大項目の2、下水道や上水道の状況についての小項目1、郡上市の上下水道管はどのような状況かについてですが、これにつきましては、僕の前に11番、長岡議員が説明を受けましたので、省かせていただきたいと思います。

では、それでもう一つの小項目2、郡上市の水道料金の値上げ改正についてお尋ねいたします。水道料金の改定は、地域住民の生活に大きな影響を及ぼす事案であり、住民が理解し納得できるような説明や情報提供が必要だと考えております。私自身は、市民が安全に安心して生活を送るために必要な改定であり、そういったことが必要だと本当に思っておりますけれども、郡上市水道料金の改定について、改定の理由や背景、改定後の料金体系、そして今後の水道事業の展望などについてよろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。山川市長。

○市長（山川弘保） 郡上市では今回、水道料金の値上げということをお願いすることになりました。市のほうでも、これまで水道事業を効率化するために施設の統廃合を進め、町村合併時66あった給水区を令和元年には40の給水区へと統合し、効率化を図ってきました。令和元年度に策定した郡上市水道事業ビジョンでは、水道法の施行規則に基づき、水道料金を3年から5年ごとに見直すということとし、令和4年度に料金の改正を計画しておりました。

しかし、議員御承知のようにコロナ禍という社会情勢に配慮し見送った次第であります。結果、水道料金については、合併後、統一を図られて以降、現在まで20年にわたり一度も改正がされていません。私も普段水を使いながら、水のありがたさはよくわかっております。そして、生きていくためには必要なものであります。今まで何度か料金の改正、チャンスはあったと思いますが、事実としてこの20年間、据え置かれたままだったということです。

今回の料金改正が早急に必要になった主な理由について、御説明申し上げます。1つ目は、安定供給のための維持管理、施設を更新するための財源の確保です。郡上市は水道水を供給するための主要施設として、浄水場57か所、配水池126か所、管路にあっては総延長が922キロメートルと、大変多くの施設を有しています。管路等の更新費用はもとより、通常の維持管理に関わる電気代、修理費など、様々な費用が高騰しているところは御理解いただきたいと思います。

2つ目に、将来にわたって水道事業の安定経営を維持するためには、今回のような料金の適正化を図る必要があると考えています。水道事業は水道料金を収入とする企業会計で運営しています。企業会計は独立採算で経営することを原則としておりますが、現状を見てもみると、水道事業の料金回収率は60%前後と低く、一般会計からの繰入れに依存した経営となっています。この一般会計から独立した水道の企業会計を正常な形に戻し、そして運営するということは、これから長く水道

事業を続けていく上では必須のことだと考えています。

3つ目、補助金の交付要件を満たすための値上げとなります。管路はもとより施設の耐震化、機器の更新工事、こういった財源を確保するため、国からの補助金を得ることは必須と考えています。郡上の広い区域、この中でしっかりと補助対象としてこれからやっていく事業としては、水道管路の耐震化等推進事業がありますが、補助金交付要件の一つに、10立方メートル当たりの水道料金が全国の平均料金より高いこととあり、今後、管路の更新計画を促進する観点からも料金の改定は不可欠です。

次に、改定後の料金体系の案について、一般の御家庭で使っておられる口径が13ミリメートルを例に説明させていただきます。国土交通省より、令和6年度の一般家庭の水道料金の全国平均について、10立方メートル当たり1,604円と通知がされています。また、水道料金は全国的に値上げ傾向にあり、増加率はおおむね1年当たり約1%と分析しています。今回の改定で、4年後の令和10年度においても全国平均以上を維持することを念頭に置き、改定案では基本水量である2か月間で20立方メートル、つまり1か月間に直して10立方メートルでは、この基本料金は1,760円としています。このことにより全国平均単価を上回り、水道管の耐震化等推進事業の補助対象の基準を満たすことができます。

また、一般家庭の負担軽減策として、市内の御家庭等では2か月当たりの平均的な水の使用量は約50立方メートルであることを考慮し、基本料金の20立方メートルを超過した水量に係る従量料金、使った量に対しての料金を、この50立方メートルまでは1立方メートルにつき132円と、現行と変わらず据え置きとしております。ただし、51立方メートル以上の単価は187円と設定することで、全体の料金回収率80%を確保できると見込んでおります。

ちなみに、県内の水道料金については、一般家庭の合計13ミリメートルで2か月間50立方メートル使用の場合、最も高い市は土岐市で11,350円と試算されております。改定後の郡上市の料金は6,800円と試算され、21ある市の中で12番目であります。このたびの水道料金の改定については、一般家庭の基本料金1立方メートル当たり約40円の値上げとなります。1立方メートルとは、通常のお風呂、1回に約200リットルを使いますので、お風呂約5杯分でこの40円の負担増となる、こういった御理解をいただければ幸いです。

山水をひいて大変な思いをしておられた世代の方には分かると思いますが、水道管をひねればすぐ水が出る時代です。水は生きていくためには欠かすことができません。財源が十分な時代であれば、上げることもなく水を十分使うことができたと思います。しかし、潤沢な財源がなくなってしまった今、みんなが支え合う水道事業を考えていかなければなりません。この水道事業は、何度も申しましたように未来の子どもたちも使っていく社会的な基盤であります。こういったことを支えるために、市民の皆様にはぜひ御理解をいただき、今後の水道事業の安定した経営、また水をお届け

けるよう、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

(6 番議員挙手)

○議長(森藤文男) 蓑島正人議員。

○6 番(蓑島正人) どうも市民に本当に分かりやすい説明をありがとうございました。

郡上の水と言えば、例えば昔、※大手メーカーのコマーシャル、郡上の郡上八幡の天然水でしたか。最近では、コマーシャルはありませんが、高鷲で出している郡上の天然水、そういった水のブランドもございます。本当にありがたいのは、朝、蛇口をひねって一杯飲む水が本当においしい。郡上の水はおいしいかと、本当に僕は思っております。どうかこのおいしい水と万全なるインフラを目指しまして、頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(森藤文男) 以上で、蓑島正人議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定しております。

(午前10時58分)

○議長(森藤文男) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時15分)

◎発言の訂正

○議長(森藤文男) ここで、山市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。
山市長。

○市長(山川弘保) 3月14日、10番 本田教治議員の一般質問答弁の中で、雨量基準を超えた場合の広報無線の取扱いについて、通行止めになる前に放送することはできないかという質問に対しまして、通行止めになりますという通知は直前に入り、市役所へ連絡が来次第放送していると発言をしましたが、正しくは道路管理者による通行止めが実施された後でしたので、訂正をお願いします。

また、同質問答弁で、広報無線というものは廃止をしたいと発言をしましたが、広報無線による通行規制の放送を廃止するといった意図でございますので、補足説明をさせていただきます。

また、続きまして第2点でございますが、3月17日、13番 田中義久議員の御質問につきまして、国からの除雪につきましての補助金の内容でしたが、国交省からの除雪に関わる補助金の増額ということで、これも内示でございますが、約4.5億円が見込まれておりますと答弁を申しましたが、正確には3億5,000万円でしたので、訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（森藤文男） ただいま山市長から、3月14日の本田教治議員の一般質問における発言、及び3月17日の田中義久議員の一般質問における発言について訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

（10番議員挙手）

○議長（森藤文男） 10番 本田教治議員。

○10番（本田教治） 10番 本田でございます。ただいまの市長より訂正の発言いただきましたが、私、一般質問の折に、担当部長にはお願いをしておきましたが、市長にまたあえてお願いしたいことは、広報無線イコール防災無線でございます。交通道路の状況においてというのは、防災についてほど真ん中の事案でございます。それが広報無線の発令がなしになり、その代わりとしましては各自でタブレット及びスマートフォンにより確認しろというお話になりましたけども、新聞報道等によりまして、早速一市民からのほうからはそれは困ったなという意見も少数であります。聞いております。

そういったわけで、広報等をこれから活用していただきながら、例えばこうやって、スマートフォンはこうやってこういうサイトへ行くんだとか、そういった細かい説明をしていただくということと、もう一つお願いはそういうふうになった経緯を、市民に分かりやすく説明していく場を設けていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（森藤文男） それでは、次に一般質問に戻ります。

◇ 田 代 まさよ 議員

○議長（森藤文男） 12番 田代まさよ議員の質問を許可いたします。

12番 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 12番 田代まさよです。議長より発言のお許しをいただきましたので失礼いたします。

今年の冬は、まれに見る大雪に見舞われました。市民の皆さんは本当にお疲れになったことと思います。どうぞ、お体を大切にしていきたいと思います。そして、除雪に関わられました多くの皆さん、本当に深夜から深夜まで御尽力をいただきましたこと、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

3月に入って、大分雪が溶けてまいりました。しかしながら、白鳥においては春はまだちょっと先になるかなという思いがしております。そんな中でも、卒業式のシーズンになり、春が着実に来ているということを感じております。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

令和6年度最後の定例会、一般質問最終日、一番最後の質問になりましたが、最後までお付き合いをよろしくお願いを申し上げます。

今回は、大項目2つ、子育て支援についてと、地方からの女性流出についてお尋ねをいたします。初めに、子育て支援について、小項目2つお願いをいたします。

1つ目に、不登校・いじめの件数の現状と対応策の現状、発達障害支援などについてお尋ねをいたします。

令和5年度の小中学校における不登校児童生徒は、全国で過去最高の約34万6,000人となっています。不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で専門的な相談や指導などを受けた者は着実に増加をしています。不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任などから相談、指導等を受けた児童生徒の割合は95.8%になっていました。

市においても、不登校児童生徒は令和5年度におきまして110名ほどあり、年々増えているようです。不登校児童生徒に対し、一生懸命に対応をしていただけてみえると考えますが、どのような対応をされているのでしょうか。

また、いじめにおきましても、令和5年度全国でのいじめの認知件数は、過去最多の約73万2,000件を記録されました。いじめ重大事件の件数も、過去最多の1,306件になっています。

いじめにおいては、未然防止、早期発見、早期対応、組織的対応が大切と考えます。市でのいじめの件数はどのくらいになり、件数は増えているのでしょうか。いじめなどの対応策をお聞かせください。

そして、発達障害におきましても、支援員は足りているのでしょうか。また、郡上市の令和7年度の教職員の数は足りているのでしょうか。担当部長にお尋ねをいたします。

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それではお答えさせていただきます。

郡上市の不登校児童生徒の状況は、本年1月末の集計で30日以上欠席が、小学校が34名、中学校が73名、合計で107名となっております。

改善傾向が見られる児童生徒も増えておりますが、新規の不登校児童生徒も増えておるため、今年度は増加傾向といえます。また、今年度、郡上市内の不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任などから相談、指導等を受けた児童生徒の割合は100%です。全ての不登校児童生徒とつながりが持っていることは、各学校の努力の成果であり、郡上市の強みだと考えております。

市の対応策としては、平成23年度から毎年不登校対応研修を実施しており、今年度も市内の教員約100名が受講いたしました。また、この研修会には、今年度から不登校児童生徒を持つ保護者も参加できるようにし、16名が参加しました。

そのほかには、不登校児童生徒と保護者を対象としたふれあい進路相談会、不登校児童生徒を持つ保護者が臨床心理士と座談会形式で相談するふれあい親の会を実施いたしました。

来年度からは、1人1台端末を活用した心と体の健康管理システムを導入し、児童生徒1人1人が登校後に心や体の状態や教育相談の希望などをタブレットに入力し、そしてその情報を学校内で素早く共有し、チーム学校として児童生徒を支えていく予定であります。

次に、いじめの認知件数の推移は、本日タブレットでお示ししておりますが、令和元年度岐阜市のいじめ案件の際には認知件数が増加いたしました。その後、コロナ禍における学校の休校で認知件数が減少しましたが、令和4年、学校が再開されてからは増加しております。

令和5年度はいじめの状態としては、ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが約56%と最も多く、続いて仲間外れ、集団による無視が約11%、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりするが8%となっております。

なお、いじめ重大事態については、調査が始まった平成25年から現在まで、郡上市では発生していません。いじめの対応策としては、各学校においていじめゼロよりも積極的な認知に重きを置き、些細なトラブルもいじめとして認知し、指導するよう学校に通達しております。

また、今年度は郡上市の生徒指導主事研修として、令和元年度岐阜市の事案に対応された方を講師として招き、いじめは絶対に許してはいけないという意識の再確認に加え、いじめ未然防止、早期発見、組織的な対応について研修をいたしました。

学校での取組としては、毎年人権について考え、体験を通して学ぶひびきあい活動や、あったかい言葉がけ県民運動への参加があり、今後も継続してまいります。

加えて、先ほどの回答で述べました「心と体の健康管理システム」においても、周りに悟られずに教師にSOSを出すことができるため、いじめ未然防止、早期発見に効果があると考えております。

次に、支援員についてであります。市内小学校に23名の支援員を配置しております。学校ごとに障がいを持つ児童など、授業での支援を必要とする児童の実態を把握し、それに応じた人数を配置しております。

また、さきに述べました不登校対応研修の中でも、発達障害への理解や適切な対応の仕方について学ぶ内容があります。令和7年度の4月、当初の市内小中学校の教職員は、定数に加え、加配教員を24名配置できる予定であります。これは県下でもまれなことであり、その要因としては教育委員会人事担当の努力とともに、管理職を含め退職された先生方が、再任用や常勤講師などを引き受けてくださること、他市に比べ地元出身の教員の割合が多いことなどが考えられます。

しかし、年度途中で産前・産後休暇、育児休業、病気休暇など長期休業を取得する教職員が出た場合は、常勤講師として勤務できる人材が減っており、補充が難しい状況と考えておりますので、

よろしくお願いいたします。

(12番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 御答弁ありがとうございました。丁寧に答弁していただきありがとうございます。不登校に関しても、いじめに関しても増えてはいるということではございますが、先生方で本当に御尽力をいただいておりますことに、ありがとうございます。

それと今、お聞きしたところによりますと、心と体の健康相談というところで、心の天気図みたいなものをされると思いますが、私が前に心の天気図みたいなものを提案させていただきまして、やっとそれが使っていただけるということで本当にありがたく思います。そして、それが本当に有効に使えるように、また御尽力いただきたいと思いますので、お願いいたします。

それと、令和7年度の教職員に関しましても、昨年度は本当にカツカツで、産休を取ってもなかなか休んでもらえないみたいなお話でしたが、今年は先生の代わりにはならないのかもしれませんが、余裕を持った人数を補充していただけるということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それに関してではございますが、2つ目の小児科における医療教育コーディネーターの配置についてお尋ねをいたします。

チルドレンファーストの子ども行政の在り方勉強会の資料から、三鷹市のあるクリニックが導入された事案のことを説明させていただきます。

日本小児科学会小児医療委員会が、小中学校、特別支援学校教員を対象とした教育と医療の連携に関するウェブアンケートによりますと、連携で医療に期待することは、1つ、子どもの情報や方針の共有、81.8%。2、具体的な支援方法、精神や行動面が76.8%。3、医療情報の共有、それが76.2%。そのほかにも、具体的な支援方法、また保護者への対応などがありました。

また、小児科医への要望として、1、学校教育の基礎知識を習得してほしい。2、現場での個別対応の困難さと、成長の妨げになる可能性に対する理解。3、気軽に相談できる体制。4、集団の中で誰でもできる指導法の助言。5、学校側と一緒に考える姿勢。6、治療内容や治療方針といった医療情報の提供。7、学校に配慮した保護者への説明。8、学校現場の負担を増やさない配慮などが、学校側から小児科への要望とありました。

そこで、医療と教育の一層の連携が必要ではないかということで、あるクリニック・子ども相談室では、相談助言・予診などを行う医療教育コーディネーターを配置されました。

医療教育コーディネーターとは、発達の課題で来院する子どもの不登校、学校渋り、友人関係のトラブル、学習上の課題、集団生活上の課題などについて、学校の実態を熟知している立場から、環境調整などについて助言をするとなっています。学校の仕組みが分かっている方をお願いをする

ということです。

今回は、東京都内の教諭から校長先生をされた方が、医療教育コーディネーターをされました。

医療教育コーディネーターの職務としては、1つ、医療教育コーディネーターによる医療相談と医師の診断後に定期的なカウンセリングを行うということで、保護者から学校や家庭での状況の聞き取りを行う。不登校・集団生活・不応・学習不振などの課題について、学校での環境調整を目的として保護者に助言をする。さらに、医師と今後の対応策について協議し、次の医師の診察につなげる。

2つ目に、医師の予約相談の予診として、医師の診察前に来院の経緯や前回からの変化について聞き取る。学校での様子を聞き取る。現在受けているサポート・通級・検査・療育などの把握をする。保護者の困り感を聞き取りをする。予診室での子どもの様子を観察する。以上をカルテに入力した上で、必要に応じて医師に口頭で伝達する。

3つ目に、医師の相談診療に陪席。医師の診療の中で、学校での過ごし方の部分について陪席して保護者に助言をするということでは、学校への要望の伝え方などについて、学校ができると思われる対応についてなどを話されます。

4つ目に、学校との連携。保護者から学校との情報共有について承諾を得た上で、学校に訪問して、校長、教頭などと情報のすり合わせをする。学校でどう対応するか、校長、教頭と話し合い、必要に応じてケース会議などに出席する。さらに、次回の教育相談では、保護者にフィードバックする。これには、保護者からの意見が食い違って学校に伝えられることがあるので、学校との連携が大切であるとのことでした。

このクリニックでは、令和5年度と令和6年度の上半期で、延べ327件の相談があり、不登校、学校滞りの状況にあったのは125人中45人でした。そのうち、学校復帰や登校日数が改善したのは45人中29人、64%ということでした。

連携している学校側からの声として、学校のことがよく分かってくれている人が医療関係にいてくれるのはとても有効である。学校からは言いにくいことを、医療関係の側で伝えてもらえるのがありがたい。学校での様子も見て、理解した上で、それを保護者に伝えてくれるので、話が食い違わずに共通の認識になるのがよい。日常的に学校全体の状況を把握してもらえるので、教員としても安心感があり、相談しやすいなど、デメリットが感じられないということでした。

医療教育コーディネーターの配置による医療と学校の連携は、双方に有効ではないかと考えます。支援者としての保護者からの信頼、学校側から医療への接続も増加するかもしれません。令和5年度では、小中学校の不登校の子どもが過去最多の約35万人になり、そのうち約4割、約13万人にあたる子どもが、学校内外の機関などで専門的な相談を受けていない状況となっているようです。

郡上市では、先生に相談される方が100%ということで、本当にありがたく思いますが、まだま

だ、もしかして一人一人の状況に応じた適切な支援が届いていないのかもしれませんが。また、スクールカウンセラーと違い、コーディネーターは医療機関にいるということや、学校のことが分かっているなどがあり、地域の小児科に医療教育コーディネーターを置くことが必要であり、有効でないかと考えます。

また、この先、ますます不登校生やいじめ件数などが増える可能性もあります。教師が全てに対応することも難しくなる可能性や、職務に負担がかかるおそれもあります。今すぐに配置は無理かもしれませんが、大切な子どもたちが元気に学校に通え、心が安らぐのであれば、ぜひとも設置の検討をお願いしたいと思います。

市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 教育と医療の連携に関する、議員おっしゃいました東京都三鷹市で行われている「医療教育コーディネーター」の事案について、存じ上げておりませんでしたので調べてみました。

学校の仕組みを熟知した教職の経験者が医療機関に入るということで、医療と学校のより一層の連携を構築するという、全国にも前例のない試みだと思いました。

現在、郡上のほうでは、郡上市民病院で小児科の部長が、2019年より発達外来を開設し、現在までに約400名の小中学生の相談に応じ、その子の特性に応じた支援が受けられるように診察をしまいいりました。

また、学校の先生ともカンファレンス等を通じて、密接な関係を築いています。今まで様々な理由から支援が得られなかった多くのお子さんを、支援につなげられたという意味では、ある一定の役割を担えているのではないかと考えています。

しかし、子どもや保護者、教職員にとって気軽に相談ができる体制、双方向の連携ができているかという、まだまだ課題はあると思います。そこで、今年度から郡上市民病院と学校教育課が連携して、医師とつながりのない受診前の保護者や児童生徒が面談を行う相談会を立ち上げました。

これは少しでも、児童生徒や保護者のお困りのことに寄り添える、そういった体制を整えるべく、受診の前段階として気軽に発達について相談のできる場を提供するものです。会場は病院や学校ではなく、南部は文化センター、北部はふれあい創造館で行い、保護者のみの相談も受け付けたところ、6家庭の相談がありました。

相談後、参加した保護者からは、なかなか家族にも相談できないことが話せてよかったとか、子どもに受診のことをどのように伝えるのか相談できて、受診までの見通しが持てたといった感想がありました。

医療コーディネーターの配置には、教育と医療の連携という狙いがあるが、医療と教育の役割にはそれぞれ違いがあり、独立性は担保すべきと考えていますので、郡上市における配置にはまだまだ今後、検討課題が多いと思っています。

一方で、今年度から始めた相談会においては、来年度、さらに回数を増やし、学校が得意とする集団の中での支援、そして医療が得意とする子の視点に立った支援のお互いの強みを知った上で連携できるよう、地域の特性に合った連携システムの構築を進めていきたいと思っております。

以上です。

(12番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 御答弁ありがとうございました。市のほうでも、医療の関係者と先生方がどこかでつながっているということでございましたので、来年度、令和7年度におきましても、そういった取組を本当にしていただきたいと思いますし、また本当に保護者の方も言うに言えない心配事がいっぱいあると思いますので、そういうところを酌んでいていただきたいと思いますので、もしそれが充実して、この医療教育コーディネーターなどが置けるようになりましたら、また御検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、大項目2つ目の質問です。地方からの女性流出について、小項目、1つ、お尋ねをいたします。

昨日の2番議員、16番議員とも少し重なっているところもあるかと思いますが、違った形で質問をさせていただきます。

10代から20代の女性が多く市から流出しています。当市は、消滅可能性自治体と分類されていますが、「命を守る、郡上をまもる、若者の未来を守る」を掲げられている市長の今後の対応策や、お考えをお尋ねしたいと思います。

消滅可能性自治体の定義が女性対象になっているので、今回は女性に限らせていただきます。民間の有識者でつくる人口戦略会議は、2024年4月、日本の地域別将来推計人口2023年推計に基づき、人口から見た全国の地方自治体持続可能性について分析をしました。

人口の出生率の自然減と人口流出の社会減の両面から、自立・持続可能性自治体、ブラックホール型自治体、消滅可能性自治体などに分類しました。郡上市は消滅可能性自治体に入ったことは御存じのとおりでございます。

消滅可能性自治体とは、2020年（令和2年）から2050年までの30年間で、子どもを産む中心になる年齢層の20歳から39歳の若年女性の減少率が50%を超えると予想される自治体のこととあります。

郡上市は、2020年の総人口が3万8,997人で、2020年の20歳から39歳の女性は2,610人、2050年の総人口の予測は2万1,763人、20歳から39歳の女性の予測は1,121人となっています。若年女性の人

口変化は、マイナス57.0%となっており、50%を超えているため、消滅可能性自治体となりました。

自治体が消滅するとは、その行政機能が停止し、経済や社会活動が著しく低下する状況を指します。この1月12日に、二十歳を祝う会に見えていた若い女性に、ちょっといろいろと聞いてみました。

消滅可能性自治体について、市内に勤めている方は知らないという方もお見えになりましたが、ほとんどの方が知っている、もしくは聞いたことがあるようです。市内に出てみえる方は、郡上市がなくなるのは嫌だが戻ってくる可能性はないように感じました。ほとんどの方は、就職などの職業上のことなどで、帰れない理由を言ってみえました。地方の女性は、地元では未来が描けないということを言っているようです。

しかしながら、古いしきたりなどがあるとはあまり思わないと答える方も多いと思いました。このところは少し変わってきているのかもしれません。

私は、これから子どもたちに、郡上の郷土愛を育てることが大切と考えます。郡上市には、すばらしい文化、芸能があります。これから郡上市を担っていく子どもたちに、郷土愛を育ませることも、とても大切なことと考えます。若い方のみならず、この郡上市が消滅するなど考えたくありません。早急に対策を練らなければならないと思います。

市長は、「命を守る、郡上をまもる、若者の未来を守る」を掲げてみえますが、持続可能性な自治体に向け、どのような施策や対応策をお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 御指摘のとおり、推計によると郡上市は今後30年間における若者の減少が顕著であります。若者が進学や就職等で市外へ出て、それぞれの夢に向かって進まれることを大いに期待し、応援もしています。

しかし、同時にそれらが若者のうち1人でも多くの人が自ら望んで郡上に帰り、学んだ知識や経験を生かして、これからの郡上市を担っていつてくれないかとも願っています。

若い人たちが自ら望んで帰ってくるためにはどうしたらよいか、何に取り組めば効果的かということに関しては、大変難しく、答えはまだ出ていないところであります。

これまで郡上市では、Uターン・Iターンにより新規で郡上市の企業に勤めた人への就職促進支援や保育料の負担軽減、保育サービスや放課後児童クラブの充実、高校生までの医療費無償化等の子育て支援策のほか、郡上学の推進など様々な取組を行ってきました。

しかしながら、人口減少や若者の流出に歯止めをかけることは、大変難しい現状が待っています。

私が市長を拝命してから以降も、継承している取組はありますが、市民、とりわけ若者の意見を聞きながら幾つかを見直し、より効果がある方策へと転換、内容のブラッシュアップを行ってきま

した。

例えば、若者に選ばれる職場環境づくりに支援する対策として、これまでの新規就労者への奨学給付金から、事業者が職場環境の改善や充実等に利用できる仕組みとすることを狙いとして、市内事業者への給付制度に転換しました。

良好な環境が整った職場、いわゆるホワイト企業であるかどうかは、新卒者が職場を選ぶ際の基準の一つとされていますので、若者等に選ばれやすい市内企業が増え、働き手の増加につながることを期待しています。

また、これまでの郡上学をさらに進化させ、体験を通じて地域の魅力を地域の人から学ぶ実践による学習と、地域の人によって育ててもらった成果を地域に還元することを目指すシン・郡上学を展開し、若者の郷土愛の醸成を図ります。

子どもたちが自分の故郷を誇りに思い、大切に思うためには、両親はもとより、地域の方々、特に元気な御年配の皆様の御協力なくしてはできません。私は、アクティブシニアの皆様におかれましては、今後もぜひ地域の子どもの育てるということにお力を貸してほしいと思っています。

子育て支援策に対しては、新たな施策として県下初のおむつのサブスクを実施しており、来年度からは託児施設へも拡大をします。また、未満児保育に係る保育料は、国の基準に対し保護者が4割の負担で済むよう市が負担しています。これら市独自の取組をさらに市内外に向けてアピールしていくことで、若者の流入増加につなげたいと考えています。

現在、子育て世代への個別の給付等による支援については、児童手当の高校生までの拡充や、高校授業料の無償化等、国の支援が拡充される見込みとなっています。また、郡上市でも新たに中学校の給食無償化や、市外の高校通学費の助成の拡充、下宿費の助成の新設などに取り組んでいます。

しかしながら、こうした子育ての支援策は、多くの自治体が独自の対策を打ち出しているため、財政力の乏しい自治体はどうしても不利になります。加えて過度な競争によって財政を圧迫し、今の子どもたちや若者に先々負担をかけることは避けなければなりません。

こうしたことも踏まえ、子育て支援に関して、市役所の若手職員に聞いた意見の一部を紹介します。金銭面での支援の在り方については、今後は一律の給付金等から少し考え方を変え、例えばUターン・Iターンの子育て世帯に向けた住宅無償対応などの住宅支援や、事業所が行う子育て世帯に優しい企業風土づくりへのさらなる支援を検討してはどうかというものです。

また、子育て中の人が孤立しないようにするため、地域での居場所づくりや身近な支援者・相談者の確保などに対して、より一層の支援が重要であるといった意見も寄せられました。

これらはあくまで一部の意見ではありますが、今後地域を背負って立っていただく若い世代の人々の視点は重要であり、これからの地域づくりには、ぜひこの若者の意見を取り入れるといったことをしなければなりません。

若者プロジェクト推進事業もその一つです。今まで、郡上市が若者の意見を取り入れ、それを政策に反映したかと言われますと大変疑問が残ります。これまでの先輩方はあらゆる施策をやってみえたと思います。その中で、唯一手がつけられていなかったのが、この若者世代の意見を聞き、若者が活躍する場を提供するということではなかったでしょうか。

それが成功するか、成功しないかは市民の理解が必要です。新しい施策に取り組んで、それを次の世代を担う若者に任せる。これが、これからの私の考える若者の未来を守ることに関して、一番近いものではないかと思っています。

それに関して、令和7年度は各種の事業をまた考え、それに見合った財源を出すために、これまでの事業見直しもさらに進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(12番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 御答弁ありがとうございました。若者の支援ということで、市長の熱い答弁をいただきまして、本当にそれが令和7年度へのいろんな事業の見直しにつながっていったと思っております。

若者を守るために、若者プロジェクト事業推進ということも始められるということですが、ただ一点だけその事業に関して、ちょっとだけ言わせていただきたいんですが、本当に一部の若者だけではなく、郡上市内の全員の若者の意見が聞いていただけるようなプロジェクトであってほしいなと思いますので、その点だけはよろしくお願いを申し上げます。

また、本当にこの消滅可能性都市とは言われてはおりますが、今回、前に消滅可能性都市と言われたところから239件脱却をしたということもございます。ぜひとも郡上市も脱却ができるような若者の支援をしていただき、それに対する行政の事業などを、私たち市民が本当に理解をしていくということが大事なことだと思いますので、私も力の限り頑張って理解していただけるようにしていきたいと思いますが、行政のほうにもより一層の御尽力をいただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

少し時間を残しましたが、本日、私の最後の質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、田代まさよ議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(午前11時57分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 大 坪 隆 成

郡上市議会議員 有 井 弥 生

